

# 令和2年度 学童保育所入所申し込み

## 12月5日(木)～13日(金)

■受付期間 12月5日(木)～13日(金) 午前8時30分～午後5時

※12月7日(土)を除く。8日(日)は午前9時～午後1時

■市内在住で、保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない児童で、令和2年4月1日時点で、次のいずれかに該当する児童

- ▽小学校3年生までの児童
- ▽愛の手帳3・4度、身体障害者手帳5～7級を所持または医師の診断書を提示し、学童保育所での集団生活に支障がないと認められる小学校4年生までの児童

■定員等左表のとおり

※学童保育所内の第1～5の指定はできません

■育成料世帯の市・都民税課税標準額に応じて決定します

387-9847

(市役所第二庁舎4階042-1)

学童保育所名	学区	定員	住所・電話番号
さくらなみ第1	第一小学校	60人	本町1-2-13 (☎042-383-1183)
// 第2		50人	
たけとんぼ第1	第二小学校	55人	桜町2-3-60 (☎042-383-5488)
// 第2		35人	
あかね第1	第三小学校	40人	梶野町5-7-33・38 (☎042-385-3370)
// 第2		40人	
// 第3		40人	
// 第4		40人	
// 第5		40人	
さわらび第1	第四小学校	60人	貫井南町3-6-27 (☎042-383-5489)
// 第2		30人	
たまむし第1	東小学校	60人	東町4-25-7 東児童館内 (☎042-385-9280)
// 第2		30人	
まえはら第1	前原小学校	60人	前原町3-3-16 (☎042-383-1179)
// 第2		30人	
ほんちょう第1	本町小学校	60人	本町5-4-25 本町児童館内 (☎042-385-3360)
// 第2(暫定)		30人	
みどり第1	緑小学校	60人	緑町4-18-25 緑児童館内 (☎042-383-1178)
// 第2		20人	
みなみ第1	南小学校	40人	前原町2-2-21 (☎042-383-1167)
// 第2		40人	

## 11月は児童虐待防止推進月間

### 189(いちはやく) ちいさな命に 待ったなし

(令和元年度「児童虐待防止推進月間」標語)

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としています。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【児童虐待とは】  
児童虐待は、重大な人権侵害行為です。子どもが嫌いだから、憎いからというだけではなく、しつけや訓練などの親の思いや愛情から生まれた行為でも、子どもの心身を傷つける行為は虐待です。

【おかしい?と感じたら 迷わず連絡】  
皆さんの連絡が子どもたちのSOSをキャッチするきっかけになります。秘密は守られますので、心配なこと、気になることがありましたらご連絡ください。

【通告・相談】  
▷子ども家庭支援センター(相談窓口) = ☎042-321-3146 (月曜～土曜日午前9時～午後5時)

- ▷東京都小平児童相談所(緊急時) = ☎042-467-3711 (月曜～金曜日 午前9時～午後5時45分)
- ▷児童相談所全国共通ダイヤル(緊急時) = ☎189 (お近くの児童相談所につながります。つながらない場合は、☎0570-064-000へ)
- ▷小金井警察署(緊急時) = ☎042-381-0110



### 虐待には、4つのタイプがあります。これらは、単独で起こるわけではなく重複して現れることが多いのです。

- 【身体的虐待】**
  - 叩く、殴る、蹴るなどの暴力
  - タバコの火などを押し付ける
  - 逆さづりにする
  - 戸外にしめ出すなど
- 【心理的虐待】**
  - 無視、拒否的な態度
  - 罵声を浴びせる
  - 言葉によるおどし、脅迫
  - 兄弟間での極端な差別扱い
  - 夫婦喧嘩や配偶者への暴力など
- 【ネグレクト】(養育の放棄または怠慢)**
  - 適切な衣食住の世話をせず放置する
  - 病気なのに医師にみせない
  - 乳幼児を家に残したまま外出する
  - 学校等に登校させないなど
- 【性的虐待】**
  - 子どもへの性交、性的暴行
  - 性器や性交を見せる
  - ポルノグラフィーの被写体などにするなど

## たくさんの出会いを大切に ご利用ください 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりをめざしています。

友達の輪を広げるお手伝いや、子育てに関する情報を提供します。

子どもに関するあらゆる相談もお受けします。

気軽にご利用ください。

一人でお悩まないで一緒に考えましょう。職員に気軽に相談してください。電話でも相談できます。

- 【①子育て相談】 専門の相談員(臨床心理士)が相談に応じます(不定期)。
- 【②子育て相談】 親子あそびひろば 親子が安心して楽しく遊べる自由なスペースです。スタッフと一緒に交流します。飲食できるスペースもあります。
- 【③開設日火曜～土曜日午前10時～午後4時】
- 【④子育て講座 自主グループ】 子育てに関する情報の提供や各種子育て講座を実施しています。また、お父さんやお母さんの自主グループ活動を応援します。
- 【⑤子どもショートステイ】 保護者の傷病・看護、冠婚葬祭・出張、育児疲れ・育児不安などで、子どもを養育することが困難になったときに、市が指定する児童養護施設で短期間(宿泊)子どもをお預かりします。
- 【⑥育児支援ヘルパー】 出産直後で介助する方がいない家庭や多胎の家庭、育児が困難な状況にある家庭に対して、ヘルパーを派遣します。

◆共通◆  
¥1時間千円(実費負担あり) ※生活保護世帯等は無料

■開館日 月曜～土曜日 午前9時～午後5時(祝日を除く)

■市内在住の18歳までの子どもと保護者、地域で子育てにかかわる活動をしている方(⑤⑥は年齢制限あり)

■申請書は子育て支援課(市役所第二庁舎3階)、子ども家庭支援センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。申請は同センターで受け付けます

問 子ども家庭支援センター

①②相談専用 ☎042-321-3146、③④ ☎042-321-3141、⑤⑥ ☎042-321-3161、子育て支援課子育て支援係 ☎042-387-98036